

短期滞在査証

目的:商用

1. 旅券（オリジナル+人定事項ページのコピー）
2. 査証申請書（オリジナル）
 - ・ 署名は旅券と同じ書体にしてください
3. 写真1枚4.5cm×4.5cm（最近撮影した鮮明なもの）
4. 申請人の身分証明書RG又はRNE（コピー）
5. 往復（全行程）の航空券予約確認書（オリジナルとコピー）
6. 会社の文書（下記、a）, b）いずれの場合もオリジナル）
 - a) ブラジルの会社が渡航費用を負担する場合
 - ・ ブラジルの会社の文書
 - 内容：申請人の情報（氏名、役職等）、会社との関係、渡航目的、渡航先の情報（住所、担当者、電話番号等）、渡航費用を負担する旨明記してください。（見本をご参照）
 - * 数次入国査証を希望される場合、上記文書に数次査証を必要とする理由を追記してください。（数次査証申請のある方全てに対して発給されるのではないので御留意願います。）
 - b) 日本の会社が渡航費用を負担する場合
 - ・ 日本の会社の「招へい理由書（会社・団体が招へいする場合）」
 - （注）渡航費用を負担する旨明記にしてください。
7. 会社との関係を証明する書類（オリジナルとコピー）
 - ・ 労働手帳（写真・署名、身分事項及び現雇用契約のページをコピーしてください）
 - ・ 雇用契約書
 - ・ 経営者の場合は会社の定款

備考：

1. 査証の有効期間：申請人は、査証発給日より3ヶ月以内に日本に入国しなければなりません。
2. 旅券の有効期間：旅券は、原則として申請時に残存有効期間が6ヶ月以上あるもの。
3. 査証免除国：下記の外務省のホームページをご参照ください。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>
4. 必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。